

情 報 本 部 仕 様 書				
品 名 又 は 件 名	無停電電源装置の蓄電池等交換	仕 様 書 番 号		
		D I H－L G－2 6 0 3 7		
		大 臣 承 認	令和 年 月 日	
		作 成	令和 8 年 6 月 1 5 日	
		改 正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		作 成	情報本部画像・地理部	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、無停電電源装置の蓄電池等交換について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

D I H - C G - 1 7 0 0 7 無停電電源装置（飯岡地上局）

1.3 関連文書

a) 法令等

秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）

2. 役務に関する要求

2.1 実施場所

千葉県旭市塙三番割

情報本部飯岡地上局舎無停電電源室（防衛省新世代装備研究所飯岡支所敷地内）

2.2 実施要領

実施要領については、次のとおりとする。

2.2.1 部品交換

契約相手方は、4.3 実施計画書に基づき、無停電電源装置（D I H - C G - 1 7 0 0 7）の部品交換を行うものとする。

なお、契約相手方は表 1 に示す部材を準備するものとする。

表 1 交換部材

N o	品 名	型 番	数 量	単 位	備 考
1	蓄電池	MSE-200	1 6 8	個	又は同等品
2	速断ヒューズ	CR6L20S/UL	1		
3	速断ヒューズ	HP50	7		
4	リレー	H3CR-A	1		
5	冷却ファン	109-603	4		
6	冷却ファン	MRW18-DTA	3		
7	電解コンデンサ	FX22W682Y	1 1		

2.2.2 設置後の点検

設置後の無停電電源装置の状況を点検し、**表 2** の点検項目に基づき、**点検報告書** (様式：任意) を官側に 2 部提出すること。

表 2 部品交換点検項目

N o	点 検 項 目
1	各部品が堅固に固定されているか。(コネクタ、ケーブル及びねじ等のゆるみはないか。)
2	各部品の電氣的な連携は正しいか。(電圧及び周波数の測定値が規定の数値になっているか。)
3	バッテリーの電圧測定値が規定の数値になっているか。
4	停電時にバッテリー給電への切替操作確認は問題ないか。(正常に作動しているか。)
5	操作パネルの表示及び操作は問題ないか。(正常に作動しているか。)
6	異音・異臭等はないか。

2.2.3 廃材の処置

交換した蓄電池等廃材については、監督官の命じた場所に集積するものとし、戸外に集積する場合には防水等の処置を講ずるものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査

監督・検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たって、監督官が認める場合、次の事項について、所要の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側保有の器材の使用
- b) 現地における電力及び水使用
- c) その他監督官が認めたこと。

4.2 養生

契約の相手方は、施設等を破損することのないよう必要に応じ養生すること。破損した場合は監督官

へ報告するとともに契約相手方の責任のもと原状回復する。

なお、養生に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 実施計画書

契約相手方は、契約締結後2週間以内に次に示す内容を記載した**実施計画書**（2部）を官側に提出し、承認を得るものとする。

- a) 作業予定表
- b) 作業実施事項
- c) 作業図面
- d) その他必要事項

4.4 情報の保全

契約の相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

4.5 仕様書の疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。